

活動報告

戦後外交記録の活用方法―森美術館における展覧会を事例に―

史料管理・閲覧室

はじめに

近年、国内外の研究者による、当館所蔵史料の戦後外交記録の利用がますます増えている。本稿ではより幅広い利用者層の方に戦後外交記録を様々な方面で活用していただけるよう、当館利用方法についての各手続きを案内するとともに、一般的な利用に加え、展覧会等への活用事例として、森美術館（於東京、六本木）主催の美術展『STARS展…現代美術のスターたち―日本から世界へ』（令和二（二〇二〇）年七月三十一日〜令和三（二〇二二）年一月三日）における戦後外交記録の活用事例を紹介したい。

一 史料の利用方法

（一）所蔵史料検索システム

当館の戦前期外務省記録の史料目録については『外交史料館所蔵外務省記録総目録』（全三巻）（原書房、一九九二年）に掲載されており、この目録を手にすることで史料の整理体系、分類番号、件名を把握することができる。一方、戦後外交記録に関しては、まとまった冊

子状の目録がないため、史料を探すためには、「外務省外交史料館所蔵史料検索システム」（以下、検索システム）をご利用いただきたい。検索システムの「キーワード検索」の機能を使えば史料件名や目次、概要にある語を検索することができる。また、検索結果が多すぎる場合などは、「詳細検索」画面で、史料の作成課室や、作成・取得期間など条件を指定して絞り込み検索を行うこともできる。人名や出来事などのキーワード検索で思うような検索結果が得られない場合は、検索システムの画面左側にある「階層検索」を利用し、カテゴリごと の階層に含まれる史料件名を網羅的に見る方法なども併せて試していただきたい。検索方法がわからない場合や、探している関連史料の所蔵の有無につき不明な点があれば、閲覧室までご相談いただきたい。

（二）閲覧方法

検索結果一覧の「利用制限区分」では、現時点での史料の公開状況を確認することができる。「公開」もしくは「部分公開」（マスキング部分があり）と表示されている史料は、「閲覧申込書」（利用細則様式第二号）に分類番号を記入し提出すれば原本を利用できる。閲覧室内

では持込みのデジタルカメラやスマートフォン、簡易的なスキャナーなどで原本を自由に撮影することが可能である。また、ファイル全体や、必要な個所を指定して当館委託業者による複写サービス（有料）を申し込むことも可能である。

利用制限区分が「要審査」のファイル原本を利用するためには、利用請求の手続きを行う必要がある（利用請求については後述）。

（三）マイクロフィルム等の利用

検索システムの目録情報で、利用制限区分が「要審査」となっている史料でも、「外交記録公開閲覧申込番号」の欄にマイクロフィルムまたは電磁的記録（CD-R、DVD-R等）などの媒体番号が記載されているものについては、これらの複製物にて閲覧することが可能である。現在、利用請求数が非常に多いこともあり審査には時間を要するため、まずはそうした媒体を利用して史料の概要をつかむことをお勧めする。ただし、これらの媒体に収録されている文書は、昭和五一（一九七六）年から平成二二（二〇〇八）年までに行われた各回の外交記録公開時に審査して公開された内容である。後述するように、平成二三（二〇一）年に施行された「公文書の管理に関する法律」（以下、公文書管理法）に基づく審査基準に照らして利用決定した原本と公開部分が異なる場合があることに留意されたい。

閲覧室に備え付けてあるマイクロフィルム検索簿は、外交記録公開の「回次」ごと、史料群の「門」ごとに分類されたものがあり、件名

から、それが収録されているマイクロフィルムのリール番号と開始コマ番号を確認することができる。

閲覧室設置の卓上型マイクロフィルムリーダー機では、ディスプレイ画面でネガからポジに反転表示もできることから、最近では映し出されたモニター画面を持込みのデジタルカメラ等で撮影される利用者も多い。来館して直接閲覧することができない場合でも、件名（特定できる場合は文書名）や媒体番号を指定して、複写申請すれば、紙や電子データで入手することも可能である。^①

ただし、マイクロフィルムは白黒またはグレースケールでの表示となる。カラーでの出力や電子データを希望する場合は、利用決定された原本から撮影する必要があるため、以下のとおり原本の利用請求を行う手続きが必要となる。

（四）利用請求

前述のとおり、検索システムの目録上で利用制限区分が「要審査」となっているファイル原本を閲覧する場合は、「特定歴史公文書等利用請求書」（利用等規則様式一）を提出する必要がある^②。ホームページから請求書のエクセルファイルをダウンロードして直接入力するほか、検索システムから史料件名を指定して帳票印刷することもできる。

「利用請求に対する利用決定に係る審査基準」^③に基づく審査を経て、初めて原本の利用が可能となる。なお、利用決定され、公開された原

本の場合、利用請求の際、もしくは当館から利用決定を通知する際に案



〔図〕 検索結果一覧画面

利用制限区分が要審査のファイルについて、左横のチェックボックスに☑を入れて「利用請求書」ボタンを押下すると、利用請求書の帳票印刷画面が表示される。(他のボタンからも各種帳票の印刷画面が表示される)

内している「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」(利用等規則様式八)をもって「写しの交付」を申し出れば、後日郵送で受け取ることも可能である。ただし、利用決定したファイルに想定していた文書が含まれていないこともあるため、検索システムにて概要や目次を確認したり、実際に閲覧室で内容を確認したうえで申し込まれることをお勧めする。

(五) 特別撮影

閲覧室での簡易的な撮影を除いて、テレビ番組制作等のために三脚や照明を使った高精細画像や動画の撮影、展示のパネルやレプリカ作成のための特殊撮影等を希望する場合には、原則として撮影を希望する日の一週間前までに「特定歴史公文書等特別撮影申込書」(利用細則様式第九号)に撮影箇所を特定して提出することで特別撮影を行うことができる。特別撮影は、指定された日時に当館職員の立会いのもとで、その指示に従って実施する。撮影を行うにあたっては撮影場所を確保するための日程調整や、ファイル原本の状態調査なども必要となるため、企画の段階でお早めにご相談いただけると幸いである。

また、特別撮影や複写申込みで入手した画像のほか、閲覧室で自身で撮影した画像や、当館ホームページなどのサイトからダウンロードした画像を出版物などに掲載する場合に、その許諾の方法については、よくお問い合わせをいただく。当館所蔵の史料の画像等については、当館から掲載に関する許諾書などは出していないため、利用者の判断

や責任のもとで使用していただいている。ただし、出版物などを見た一般の方々からの問い合わせなどに対応するために、当館で掲載情報を把握できるよう、「二次利用についての届出」を任意で提出いただいている。また、掲載する際には、分類番号、史料件名のほか、外交史料館所蔵である旨クレジットを入れていただくようお願いしている。

（六）原本貸出し

また、当館では他の機関に対して学術研究、社会教育などの公共的目的を有する行事などに際して、利用に関する慎重な取り扱いを要件として原本の貸出しを行っている。貸出しを希望する場合は、原則として貸出しの一ヶ月前までに「特定歴史公文書等貸出利用申込書」（利用細則様式第七号）と利用環境等を証明する書類を併せて提出する必要がある。希望された史料が館外貸出しや展示に耐えうる状態であるかを検討し、利用者からの提出書類を審査した後、貸出許可を書面等により通知することとなる。ただし、利用細則第一三条に明記されているとおり、原本貸出しは、輸送に係る費用（美術品専門輸送業者を使用）及び保険に関する費用は利用者側で負担すること、また、貸出期間はおおむね一ヶ月以内となっていることに留意されたい。博物館等の展示企画の開催期間が複数月にわたる場合、当館から借用した原本を展示する際は、おおむね夏休み期間や連休などを含む大勢の観覧者が見込まれる期間に限定し、それ以外の期間は前述の特別撮影や複

写によつて入手した電子データをもとにパネルを作成して、展示していただくことが多い。原本を長期間貸出しできないことは心苦しいが、これは史料保護のための措置であり、ご理解いただきたい。

二 森美術館の活用事例

ここまで当館の戦後外交記録の実際の利用に至るための手続きを紹介してきたが、さらに実際の利用方法についてイメージがしやすいよう、令和二年に開催された森美術館の展覧会『STARS展..現代美術のスターたち―日本から世界へ』における利用方法を振り返ってみたい。

この展覧会は、戦後の高度経済成長期から二〇〇〇年代までに、日本を起点に国際的に活躍し、地域や世代を越えて高い評価を得ているアーティストに注目し、その活動の軌跡を紹介するという内容のものであった。アーティストの作品に加えて、日本の現代美術がどのように国外に向けて発信され、また受容されてきたのか、そして戦後間もない時期から日本が積極的に自国の文化を海外に紹介することを試みていたという歴史が、当館が所蔵する戦後外交記録を用いて紹介された。

森美術館は当館の検索システムを使って、海外での展覧会に関する外交史料があることを知り、事前調査のために来館した。

調査対象史料は、戦後外交記録、I門(文化、宗教、衛生、労働及び社会問題)の1類(文化、文化施設)ゝ5項(図書館、博物館、博覧会、展覧会、美術館)ゝ4目(展覧会)に分類されたファイルの合計四二冊であつた。主に外国で開催された美術展覧会関連の史料が中心である。同ファイルを検索システムで確認したところ、その多くが「要審査」ファイルであつたが、複製物(マイクロフィルム)での閲覧が可能であつたため、まずは複製物で文書の内容の確認を行った。

森美術館は当初原本の借用を希望していたが、展覧会開催期間が長期に及ぶため、文書の質感を十分に再現したレプリカを作成して出陳することにした。そのため、森美術館は利用請求により原本が利用決定されると、二次利用を希望する該当文書の特別撮影を行った。特別撮影の際には、レプリカ作成のための採寸や紙質の確認といった作業を行った。

展覧会の開催は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に見舞われた時期と重なり、当初の計画は変更を余儀なくされた。出陳資料についてキュレーターが直接来館者に解説するギャラリートークが企画されていたが、対面での解説が難しいことから、YouTubeでのオンライン配信として実施することとなった。⁽⁴⁾ これまで当館の史料はテレビや新聞、WEBサイトなどを通じて紹介されることが多かったが、今回のように、オンライン配信で紹介されるというのは初めてのケースであり、今後、当館所蔵史料の利用促進を考えるうえでも大きなヒントとなった。

なお、以下では実際に森美術館が展覧会のために利用した史料を紹介するとともに、あまり活用されていない当館所蔵の文化関係のファイルの概要についても触れておきたい。

○「現代日本美術海外巡回展に関する件」など(P.1.54.1-1本邦美術展覧会関係 外国において開催の部 第一巻)

○「財団法人国際文化振興会より在ローマ大使宛電信(537.329)」(同右、第三巻)

○「在メキシコ特命全権大使、在スイス公使宛外務大臣藤山愛一郎宛」など(同右、第四巻)

○「現代日本美術海外巡回展に関する件」、ヴェネチア「隔年展覧会」(ビエンナーレ)協会、ヴェニス国際芸術展、富永惣一「ビエンナーレ国際展を見る上下」『東京新聞』昭和二十七年十一月一二日など(P.1.54.32 諸外国美術展覧会関係雑件 ヴェニス国際隔年美術展覧会関係 第一巻)

○ヴェニス・ビエンナーレ報告書、ベニス・ビエンナーレ日本館建物寄付の件など(同右、第二巻)

これらのファイルは、「第一四回外交記録公開」(平成一〇年六月一日)で公開された。このとき、終戦後から昭和四五(一九七〇)年頃までの文化関係の記録ファイルである分類番号、I門の1類から7類までに整理編纂された記録ファイルの目録がすべて公開された。⁽⁵⁾ たとえば、この中には国際的な美術展や映画祭などの文化事業に関する

る記録が含まれており、これらは伝統的な政府間外交とは異なるものの、世界における日本のプレゼンスを高めるため、日本の文化的価値といった国家としての魅力を民間と連携しながら対外発信を行う広報文化外交（パブリック・ディプロマシー）という意味で、れつきとした外交政策に関する記録である。^⑥ 当時の広報文化外交を主管した外務省情報文化局が主に作成取得した文書（展覧会、映画祭のパンフレット等も含む）や、国際的な展覧会や映画祭への参加準備にあたって外務本省と在外公館の間で交わされた公信、電信等のほか、日本の作品に対する海外の評価に関する新聞の切り抜きなどの報告が編綴されており、戦後の文化事業を知りうる史料群としても価値のあるものだといえよう。

なかでも、I門ⅴ1類ⅴ7項（芸術（美術、文学、音楽、映画、演劇、写真）、著作権、茶道、華道、書道）ⅴ1目（芸術）には、ヴェニス映画祭、カンヌ映画祭などをはじめとする国際映画祭に出品された日本映画に関する史料が収められており、映画史の研究者だけでなく、広く一般の関心を集めるものと思われる。

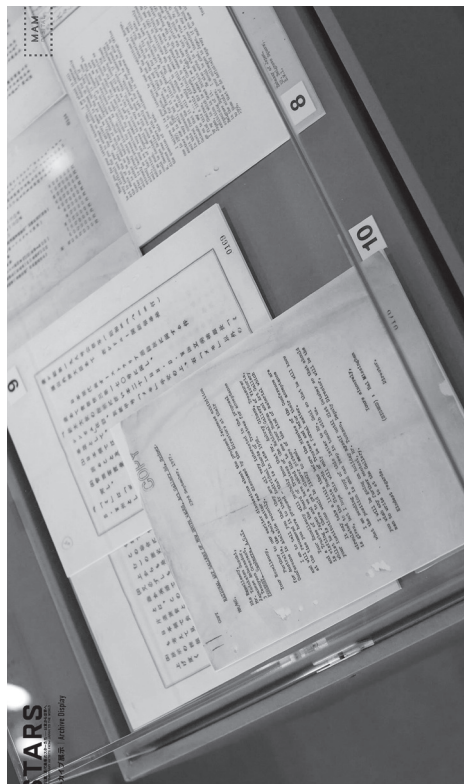
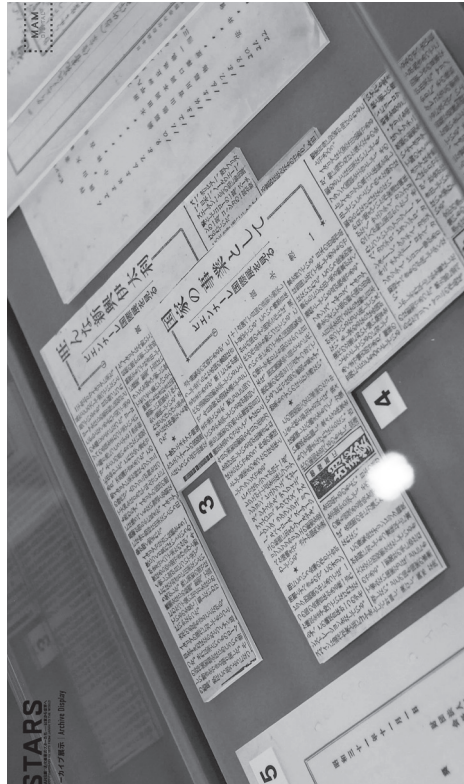
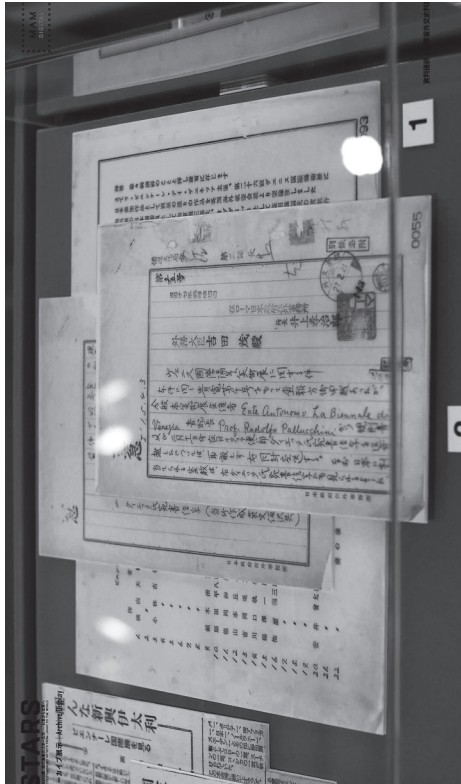
なお、文化交流関係の史料については、戦後外交記録のうち主として一九七〇年代以降に作成、取得した文書ファイルである「新分類記録」のSI門（文化、社会・労働・保健・衛生、科学・環境・気象、宇宙・天文、南極・海洋）ⅴ1類（文化）ⅴ2項（本邦諸外国間文化）にも一部分類されているので、併せて参考にされたい。

おわりに

最後に、コロナ禍における当館の閲覧室の状況についても少々触れておきたい。現在、当館の閲覧室は利用者数を限定するため、事前予約制となっている。利用者の方々には希望する日程で予約が取れないこともあるなど、多大なご不便をおかけしている状況である。利用者の方々により多くの史料に触れることができるよう、感染状況や政府の方針を注視しながらではあるが、閲覧室の予約制については今後緩和していければと考えている。

（文責 石突・佐久間）

YouTube 動画『STARS 展：現代美術のスターたちー日本から世界へ』ギャラリートークにおける戦後外記録のオンライン配信



注

(1) マイクロフィルムの複写サービスは、原則として紙出力、またはマイクロフィルムの複製のいずれかとなっているが、「その他館が認める撮影等」としてマイクロフィルムを媒体変換（デジタル画像に変換しDVD-Rに記録）することも可能である。ただし、料金表の複写サービスの対象外となるため、委託業者が別途提示する見積りにつき、申請者の承諾を得てから正式に複写申請の受付けとなる。

(2) 利用請求の手続き等については、以下、「特定歴史公文書等の利用請求」を参照のこと。

(3) 外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/riyoshinsakijun.html>

(4) 森美術館『STARS 展』ギャラリートーク YouTube 動画（有料配信）

(5) 詳細は、平成九年度外交記録公開一般案件概要を参照のこと。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/gshir/gshir_14_2.html

(6) 文化審議会文化政策部会用資料 外務省広報文化外交戦略課『外務省における広報文化外交の取組』平成二五年二月二〇日。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/dunkashingikai/seisaku/10/06/pdf/shiryo_2.pdf

(7) なお、外務省は外務省情報文化局（Public Information and Cultural Affairs Bureau）を昭和五九年に廃止して文化交流部を設置した。平成一六年の機構改革では「広報文化交流部」（Public Diplomatic Department）を新設し、日本の対外イメージを向上させ、日本文化の持つ魅力をソフトパワーとして活用するため、海外広報と文化交流を連携させたパブリック・ディプロマシーを展開することとなった。外務省『昭和五九年度版 外交青書』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1984/s59-2070000.htm>
外務省『平成十七年度版 外交青書』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2005/index1.html>
『外務省機構改革二〇〇四』

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/k_kaikaku.pdf